

2025年 月 日

横芝光町宿泊組合 組合長

(加盟する宿名)

宿名:

住所:横芝光町

代表者:

連絡先:

横芝光町宿泊組合 後援等承認申請書

次の事業等について、横芝光町宿泊組合の後援等を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業名	
承認種別	後援 ・ 協力 ・ 共催 ・ 請願/陳情 ・ 他 ()
事業内容 目的 イベントでは 日時・会場等 も記載	
後援等を 必要とする 理由(期待す る効果等)	
組合に 期待する事項	
本件連絡先	

別紙がある場合は、書類を添付してください。

役員会で精査の後、内容によっては全体会議において組合員にお諮りした後、可否についてご連絡差上げます。本紙について説明するお時間を頂戴することがございます。予めご了承ください。

(参考資料)

後援・協力・共催のちがいについて

(1) 後援

申請者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、それを組合として応援することを表明することを言います。

物品の貸出等、具体的に目に見える支援は、原則として行いません。また、参加者がケガをするなど何らかのトラブルがあった場合には、組合は責任を負いません。ただし、例えば広報（参加者の募集等）に関して、組合が実施する事業・イベントにおいてチラシを配るなど、軽微な範囲で協力する程度はここに含まれます。

(2) 協力

申請者が企画した事業の趣旨や内容に組合が賛同し、物品の貸し出し、場所の提供、情報提供、広報など、必要に応じて、できる範囲で力を貸すことを言います。

事業の内容や結果についての責任は、基本的に主催者にあり、参加者がケガをするなど何らかのトラブルがあった場合には、組合は責任を負いません。ただし、組合が協力するにあたって、参加者の安全管理等の見地から必要と認められる場合には、プログラム内容の変更をお願いしたり、何らかの条件を付したりすることが必要となることもあります。

(3) 共催

組合が申請者とともに、共同の主催者としてその事業を企画、運営し、その中身や結果について、責任を負うことを言います。

例えば、イベントや講座を実施する場合、プログラムの中身や講師の人選等について、組合も企画段階から積極的に意見を出し、当日は、組合員も運営に関わります。また、参加者がケガをするなど何らかのトラブルがあった場合には、組合も責任を負うことになります。

(4) 請願/陳情

申請者が組合に関する意見や要望があるときは、請願/陳情により、提出してください。

請願については、組合として結論が必要と役員会で判断した場合は、申請者には全体会議にて組合員の前でお話しいただき、最終的に総会で採決します。

陳情については、請願と同様に扱いますが、役員会で議題とし、組合員には配布等となる場合があります。